

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
長野市	33 中条地区	令和3年3月16日	令和7年2月28日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	179.40 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	125.95 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	79.54 ha
i うち後継者未定(目処はついている)の農業者の耕作面積の合計	8.73 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	70.81 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	5.35 ha

2 対象地区の課題

・地区全体において、高齢化が進み、後継者・担い手の確保が困難である。 ・不在地主による耕作放棄地が増加しており、農地管理の支障となっている。 ・急峻で狭隘な農地が多く、機械化が進まないため営農の継続が困難である。 ・野生鳥獣による農作物への被害が拡大している。 ・今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70歳以上で後継者不明の農業者の耕作面積の方が多く、新たな受け手の確保が必要である。
--

※ 地区の話し合いにおいて出された意見を基に「地区の課題」を作成

3 対象地区内における中心経営体(担い手)への農地の集約化に関する方針

当面は、現在の耕作者が営農を継続するが、将来的には中心経営体を中心に実情に応じ担い手を選出するほか、新規就農者の育成や入作を希望する認定農業者等の受入れを促進することで対応していく。

※ 現在、中心経営体(担い手)として人・農地プランに掲載されている人数： 12人

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

○野生鳥獣による被害防止対策の取組方針 農地周辺の草刈り、団地全体を囲む侵入防止柵の設置や、鳥獣の誘因の原因となる放置農作物の撤去等、野生鳥獣の被害防止対策について検討する。
○集落営農組織の設立に関する取組方針 地域の農地利用の一端を担っていける組織として、定年退職者等を中心とした集落営農組織の設立について検討する。
○特産品の開発と農産物直売所を利用した農産物の有利販売に関する取組方針 西山大豆や西山おやきなど、地域を代表する特産品の開発や、農産物直売所(道の駅中条)を利用した有利販売の促進について検討する。
○新規就農者の育成や受入れに関する取組方針 農家創設を目指す新規就農者を支援するため、営農指導体制を整備し、農地の斡旋や空き家に関する情報を提供するなど、新規就農者の育成や受入れを促進するための取り組みについて検討する。

※「2 地区の課題」を解決するため、及び「3 中心経営体(担い手)への農地の集約化に関する方針」を促進するために必要と思われる地区の取り組みについて記載